第六十一条第二号中「前号に掲げる」を「前二号に掲げるもののほか、第二号に規定する」に改め、同号を同条第五号とし、同号の前に次の二号を加える。

三　アフリカ諸国に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること（アフリカ第二課の所掌に属するものを除く。）。

四　アフリカ諸国に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること（アフリカ第二課の所掌に属するものを除く。）。

第六十一条第一号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　アフリカ部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

第六十一条に次の一号を加える。

六　アフリカ諸国との間における対外関係事務の総括に関すること。

第六十二条第一号中「アフリカ諸国（前条第一号に掲げる諸国並びにアルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ及びリビアを除く。）」を「アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ケニア、ザンビア、ジンバブエ、スワジランド、セーシェル、ソマリア、タンザニア、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク及びレソト」に改め、同条第二号中「掲げる」を「規定する」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（外務省独立行政法人評価委員会令及び独立行政法人国際交流基金法施行令の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「外務省大臣官房広報文化交流部文化交流課」を「外務省大臣官房広報文化外交戦略課」に改める。

一　外務省独立行政法人評価委員会令（平成十五年政令第百七十二号）第九条ただし書

二　独立行政法人国際交流基金法施行令（平成十五年政令第四百十一号）第一条第三項

外務大臣　玄葉光一郎

内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○外務省令第十三号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月一日

外務大臣　玄葉光一郎

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第八条の見出し中「企画官」を「国内広報室及びＩＴ広報室並びに企画官」に、同条第一項中「総合計画課に、」を「広報文化外交戦略課に、国内広報室及びＩＴ広報室並びに」に、同条第二項中「総合計画課」を「広報文化外交戦略課」に改め、同条第二項を第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　国内広報室は、外交政策及び海外事情についての国内広報に関する事務をつかさどる（ＩＴ広報室の所掌に属するものを除く。）。

3　国内広報室に、室長を置く。

4　ＩＴ広報室は、情報通信技術を活用した国内広報及び海外広報（海外広報の目的をもって行う資料の作成に関するものに限る。）に関する事務をつかさどる。

5　ＩＴ広報室に、室長を置く。

第九条第一項中「文化交流課」を「文化交流・海外広報課」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「日中経済室並びに」を削り、同条中「中国・モンゴル課」を「中国・モンゴル第一課」に改め、同条第五項中「日本国と中国との間の外交上の問題に関する」を「中国・モンゴル第一課の所掌事務のうち」に改め、同条第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。